

「国分寺市認証保育所等保護者助成金」令和7年9月分のお支払いについて

「認証保育所、※企業主導型保育施設、認可外保育施設」に

在園の保護者の方へ

必ず、ご確認ください

令和8年3月 国分寺市子ども家庭部保育幼稚園課

国分寺市では、令和7年9月1日より「国分寺市認証保育所等保護者助成金」規則改正が行われ、対象者や上限額を一部拡充しました。今回の改正により上限額が上がった方、また新たに対象となる方に、令和7年9月分を遡り補助金をお支払いいたしますので、【令和7年度後期分「国分寺市認証保育所等保護者助成金」の御案内】（以下、後期案内とします）と合わせて内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

前期申請をされた方は、令和7年9月分のみ新たな上限額の範囲内で算定し直し振込済金額との差が出た場合は差額分のお支払い、また今回、新たに対象となる方には令和7年9月分として、それぞれ後期分（10月～3月分）と合わせてお支払いします。

※企業主導型保育施設、認可外保育施設とは、「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設に限ります。家庭福祉施設も対象ですが現在、国分寺市民の在籍はありません。

【対象者（令和7年9月分について）】

次の①～③のいずれかに該当し、かつ④の要件を満たす方

- ①認証保育所、企業主導型保育施設に通園の第1子
- ②認証保育所、企業主導型保育施設、認可外保育施設に通園の0～2歳児クラス、課税世帯、第2子以降
- ③認可外保育施設に通園の0～2歳児クラス、課税世帯、第1子
- ④裏面の【参考1】「助成の対象となる方」を満たした上で、令和7年9月1日に在園したお子様の保護者

【申請書類】

審査処理に全ての書類が必要です、後期分の申請書類と一緒に御提出ください。①、②以外にも提出書類が必要な場合があります。詳しくは後期案内をご確認ください。

①様式第1号（第6条関係）「国分寺市認証保育所等保護者助成金交付申請書」

※令和7年度後期申請をされる方（9月分のみ申請も含む）は、右上に「令和7年9月～令和8年3月分」と、記入のある用紙（後期案内に添付）を使用ください。その用紙であれば後期分の申請と一緒にできますので、別途の申請書は不要です。

②令和7年9月分の領収書 ※施設に発行を依頼ください。令和7年度前期申請で提出された方は不要です。

【提出期限（期限厳守）、決定通知書発送、振込日】 後期申請スケジュールと同様になります。

- ①保護者助成金のみ対象者→**提出期限：令和8年3月27日**、決定通知書発送：4月下旬、振込日：5月上旬
- ②保護者助成金および施設等利用費の対象者→**提出期限：令和8年4月17日**、決定通知書発送：5月中旬、振込日：5月下旬

受付期間内に書類の提出がなかった場合、郵便事情その他の理由にかかわらず審査の対象外となり、**助成金のお支払いができなくなる可能性があります**。特別な事情等がある場合には、受付期間内に連絡してください。

但し国分寺市の令和7年度内での支払い手続きに間に合わない場合は、お支払いはできません。

【参考1】

「助成の対象となる方」

助成の対象となるのは、次の（1）～（4）のすべてを満たす児童が認証保育所、家庭福祉員または認可外保育施設に在籍した場合における月額保育料です。

（1）月の初日において国分寺市に住民登録があること（住民基本台帳法の規定により市の住民基本台帳に記録されていること）。

（2）月の初日に認証保育所等に在籍していること。

（3）保護者と認証保育所等との間で締結された利用契約（月120時間以上の利用に限る）に基づき在籍していること。

（4）「助成上限額一覧表」（下記）の要件に当てはまり、金額の記載があること。

※詳しくは、後期案内をご覧ください。

【参考2】

助成上限額一覧表				
要件			認証保育所、家庭福祉施設、 企業主導型保育事業（指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されていること）	認可外保育施設 （指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されていること）
0～2歳児 クラス	住民税課税世帯	第1子	67,000円	40,000円
		第2子以降		
	住民税非課税世帯	第1子	25,000円	25,000円
		第2子以降		
3～5歳児 クラス			第1子	20,000円
			第2子以降	

＝問合せ先・申請書類提出先＝
 〒185-8501 国分寺市泉町 2-2-8
 国分寺市役所保育幼稚園課給付管理係
 電話：042-312 - 8649（直通）